

原文は原判決である。また、控訴審判決で引用されたものである。なお、改行位置は適宜原告が変更している。

下線付き文字は控訴審で加筆されたものである。

〔角括弧内は原告が補ったものである〕

第3 当裁判所の判断

1 判断枠組み

個人情報保護法78条6号〔(令和3年法律第37号(令和4年4月1日施行分)による改正後、同号(令和5年4月1日施行分)による改正前の条文)〕は、「国の機関・の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として掲げているところ、その趣旨は、同法に基づく開示請求の対象となる「保有個人情報」には、決裁等、機関としての事案処理手続が終了していない文書に記載されている個人情報も含まれるため、これらの情報を開示することにより、外部からの干渉、圧力等により率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれたり、未成熟な情報があたかも確定的な情報と誤解されて不当に国民の間に混乱を生じさせたりすることなどを防止し、適正な意思決定の過程を確保することにあると解される。もっとも、行政機関等による意思決定前の情報であるからといって、当該情報を全て開示しないこととすれば、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする個人情報保護法(1条参照)の理念にもとることになりかねない。そうすると、個人情報保護法78条6号の「不当に」とは、行政機関等による意思決定前の情報を開示することの利益を考慮してもなお、適正な意思決定の過程の確保等への支障が看過し得ない程度のもをいい、当該情報の性質に照らし、当該情報を開示することによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で該当性判断をすべきと解するのが相当である。また、同号の「おそれ」とは、単なる抽象的な可能性ではなく、客観的にその蓋然性があると認められることが必要であるところ、審理、検討等が終了し、行政機関等による意思決定がされた後であっても、当該審議及び検討等に関する情報を開示することにより、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影

響を与えたり、不当に国民の間に混乱を生じさせたりするおそれがある場合には、同号の「おそれ」があると認められることになる。

2 本件不開示部分③、⑤及び⑥について

(1) 認定事実

証拠(乙1〔(本件事前照会文)〕)及び弁論の全趣旨によれば、本件事前照会は、原告が、法人登記申請の前に自主的に行ったものであり、法の規定に基づく手続ではないこと、原告は、本件事前照会書に、一次的な回答でも構わない旨を記載し、3日以内の回答を求めていたこと、あわせて、おって設立登記申請を予定している旨を記載していたことが、それぞれ認められる。

また、証拠(甲3〔(保有個人情報開示決定。打ち直し前の原処分)〕、乙10〔(本件文書1。部分開示されたもの。田無出張所分)〕、11〔(本件文書2。部分開示されたもの。東京法務局本局分)〕)及び弁論の全趣旨によれば、本件文書⑤及びは、本件事前照会に関して、田無出張所法人係の担当者が東京法務局法人登記部門に宛てて作成、送付した「合同会社の設立に際し、性同一性障害を理由に印鑑証明書に記載された氏名と異なる氏名(通称名)を代表社員の氏名として登記することの可否について(照会)」と題する文書であること、本件文書③は、本件文書及びと同一の内容の書面の上部に、田無出張所内部の決裁過程が記載されたものであること、そして、これらの文書には、東京法務局法人登記部門への照会事項が記載されているほか、本件不開示部分③、⑤及び⑥には、同照会事項に関する田無出張所の意見が記載されていることが、それぞれ認められる。

(2) 検討

上記(1)によれば、本件不開示部分③、⑤及び⑥には、「国の機関・・の内部」「における審議、検討又は協議に関する情報」が記載されているといえるところ、上記の田無出張所の意見は、東京法務局法人登記部門への本件意見照会前の暫定的な検討段階のものにすぎず、同照会に対する回答を踏まえて、原告の本件事前照会に対応することが予定されていたものであるから、田無出張所の正式な決定や判断等がされたものでない未成熟な情報であることは明らかである。そうすると、本件事前照会への回答は既にされているものの、将来類似の照会がされることもあり得るところであり、上記(1)のような性質の本件不開示部分③、⑤及び⑥が開示されることとなった場合には、そのような未成熟な情報が露見する事態が生じることを懸念して、行政機関等において、率直な意見の記載を差し控えることも考えられ、行政機関等の内部における率直な意見の交換が

不当に損なわれるおそれがあるといわなければならない。また、本件不開示部分、⑤及び⑥が開示されると、そのような未成熟な意見があたかも田無出張所、あるいは法務局の一般的な対応方針であるかのような誤解や憶測を招くことになりかねず、ひいては国民の間に混乱を生じさせる蓋然性が客観的に認められるというべきである。また、本件事前照会自体が、法の規定に基づくものではなく、事実上速やかに一次的な回答を求めるものであったことや(上記(1))、これに対して既に却下相当となる旨回答がされていることも考慮すれば(前提事実(3)〔(本局から出張所への回答)〕)、上記のような未成熟な情報を開示することによる利益が上記のような開示することによる支障を上回るとは認められない。なお、原告は、開示により、通称名での登記が認められるために必要な立法措置が明らかになる利益があるとも主張するが、上記のような未成熟な情報からそのような立法措置が明らかになるものとは認め難く、原告の同主張は採用することができない。

(3) 小括

以上によれば、本件不開示部分③、⑤及び⑥は、個人情報保護法78条6号の不開示情報に該当するから、本件決定のうち同部分を不開示とした部分は適法である。

3 本件不開示部分①及び②について

(1) 認定事実

証拠(甲3、乙11)及び弁論の全趣旨によれば、法人登記部門文書は、東京法務局法人登記部門において、田無出張所からの本件意見照会に対する回答について、同部門の意見に関する書類を取りまとめた内部決裁資料であること、そのうち、本件文書①には、同照会の趣旨と本件事前照会に対する回答案が記載されているほか、本件不開示部分①には、同回答案に至った理由が記載されていること、本件文書②は、かかる検討に際して用いられた資料であり、法人登記部門文書の添付資料として添付されていることが、それぞれ認められる。

また、前提事実及び証拠(乙5〔本件裁決後の追加開示〕)によれば、本件文書①のうち本件回答案部分は、当初決定では不開示とされていたが、本件裁決を経て開示されたこと、本件回答案部分には、「貴庁意見のとおり、却下相当である」と記載されていることが、それぞれ認められる。

(2) 検討

上記(1)によれば、本件不開示部分①及び②には、「国の機関・・の内部又は相互

間における審議、検討又は協議に関する情報」が記載されているといえるところ、上記2(1)のとおり、本件事前照会が、法の規定に基づくものではなく、事実上速やかに一次的な回答を求めるものであったことや、本件事前照会書において正式な設立登記申請を予定している旨が記載されていたことからすれば、本件意見照会に対する東京法務局法人登記部門の回答も、なお、東京法務局法人登記部門の正式な決定や判断等がされたものでない未成熟な情報であると認められる。

そうすると、上記2(2)と同様に、本件不開示部分①及び②が開示されることとなった場合には、そのような未成熟な情報が露見する事態が生じることを懸念して、行政機関等において、率直な意見の記載を差し控えることも考えられ、行政機関等の内部における率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるといわなければならないし、そのような未成熟な意見があたかも東京法務局の一般的な対応方針であるかのような誤解や憶測を招くことになりかねず、ひいては国民の間に混乱を生じさせる蓋然性が客観的に認められるというべきである。

そして、このような未成熟な情報を開示することによる利益が、上記のような開示することによる支障を上回るとは認められないことも、上記2(2)と同様である。

(3) 小括

以上によれば、本件不開示部分①及び②は、個人情報保護法78条6号の不開示情報に該当するから、本件決定のうち同部分を不開示とした部分は適法である。

原告の主張について

原告は、本件事前照会以前に類似の照会や意思決定はなかったことがうかがわれ、将来にわたっても類似の照会や意思決定がされる蓋然性は低いから、本件各不開示部分を開示しても大きな混乱や不当な影響が生じるおそれはない旨主張するが、本件事前照会の内容、社会において通称名を使用している者が相当数存在すること(弁論の全趣旨)に鑑みれば、類似の照会や意思決定がされる蓋然性が低いとまでは認められない。

また、原告は、本件各不開示部分には組織としての法的根拠に基づいた決裁案の根拠が示されているから、職員の意見表明を委縮させるものとはいえない旨主張するが、本件各不開示部分に記載された情報が未成熟なものであって、開

示することにより支障が生じることが上記2(2)及び3(2)のとおりである。

控訴人は、処分行政庁における本案の検討は、情報公開・個人情報保護審査会の聴取視点で既に終了しているから、本件不開示部分に記載された情報は確定的な情報であり、未成熟なものではない旨主張するが、本件各不開示部分には、東京法務局法人登記部門が本件意見照会に対して回答するに先立って行った回答内容の検討過程における検討内容に係る情報又は田無出張所が控訴人に対して本件事前照会つき回答するに先立って行った回答内容の検討過程における検討内容に係る情報が含まれるものであるから確定的なものとはいえないのであって、控訴人の前記主張は採用できない。この点について、控訴人は、本件不開示部分が未成熟な情報であるとするならば、本件回答案部分についても同様に未成熟性が認められるべきであるとも主張するが、当該部分は、他の開示部分と相俟って、東京法務局登記部門が決裁した本件意見照会に対する回答内容そのものであると解されるものであって(甲5、11、乙11、弁論の全趣旨)、当該決済〔控訴審判決書ママ〕に先立って行われた東京法務局法人登記部門の本件意見照会に対する回答内容の検討過程における検討内容に係る情報が記載されたものであるとはいえないから、控訴人の前記主張は、前記認定判断を左右するに足りるものではない。

さらに、原告は、本件文書②は公表されている資料であるから、少なくとも一部は開示すべきである旨主張する。しかしながら、上記3(1)のとおり、本件文書②は、東京法務局法人登記部門において、本件意見照会についての検討に際して用いられた資料であるところ、いかなる資料に基づき検討がされたかが明らかになれば、不開示情報である本件不開示部分①の記載内容を一定程度推知させることになるところ、本件不開示部分①に記載された情報が未成熟なものであって、開示することにより支障が生じることが上記3(2)のとおりである。

よって、原告の主張は、いずれも採用することができない。